

ポジティブリスト制度と対策

新しい残留農薬制度にどのように対応すべきか

当会では、昨年からくりかえし会員の皆様にお知らせしておりましたが、とうとう平成18年5月からポジティブリスト制が施行されました。施行後、日本農業新聞では、毎日のように輸入農作物の残留農薬による流通禁止の記事が紙面をにぎわせています。

今の所、国産農産物については大きな問題となっておりませんが、いつ問題になるか分かりません。

つい先日、ポジティブリスト制度に伴う対応として、群馬県が無人ヘリコプターによる有機リン系農薬の空中散布の自肅を県産業用無人ヘリコプター適正利用推進協議会に要請するといった動きがあり、週刊誌等の紙面上でもかなり大きく取り上げられました。こういった世論の流れからも、再度会員の皆様「ポジティブリスト制度」について理解していただく必要があると思います。

ポジティブリストってなめに？

食品への農薬残留については、食品衛生法により残留基準が設定されています。ポジティブリスト制とは、残留基準の設定されていない農薬が残留する食品の流通を禁止することをいいます。

実際にはどうがわったのか？

新しく導入されたポジティブリスト制では、まず、残留基準および暫定規準（以下同じ）の設定されている農薬については、その基準以内での作物への残留は認められています（基準を超えれば当然、その作物の流通が禁止されます）。そして、それ以外の残留基準の設定されていない農薬の残留は禁止されます。しかし、実際の農薬使用

定され、これを超えた農産物のみ流通は原則禁止されています。これはつまり残留基準が設定されていない農薬は規制の対象外ということですが。

これに対して、ポジティブリスト制では、これまでの残留基準が設定されていない農薬がもし一定の基準を超えて残留していた場合、その食品（農産物・加工品など）の流通は原則禁

止になります。残留基準が設定されていない農薬については、国際基準などを参考にした（暫定基準）が、また国内の基準もないものには（一律基準）が設定されます。（一律基準）には、人の健康を損なうおそれのない量として0.01ppmという厳しい値が定められ、隣接ほ場から飛散したわずかの農薬が他の農作物に付着したり土壌に残留した農薬が後作物に吸収されるなどで、この基準を超過する事態が懸念されます。



現場では、防除対象の農作物に隣接する他の農作物にも農薬が飛散し残留する可能性が否定できません。この場合、隣接する他の作物にその農薬の残留基準が設定されていない可能性があり、また、このような残留まで一切禁止すると、生産が成り立たなくなる恐れもあります。また、輸入農産物の増加のなか、国内外で残留基準が設定されていない農薬が検出される可能性もあります。そのため、

制度への実際の対応 対象外物質を利用

では、これらの制度に、私たちはどのように対応すべきなのでしょうか？

ポジティブリスト制度では、新しい基準として国際的な基準等を参考に暫定的に設定された暫定基準と現段階で残留農薬基準が設定できないものに対しての一律基準のほかに、『対象外物質』が設定されました。

対象外物質とは、厚生労働大臣が「人の健康を損なう恐れのないことが明らかである」として指定した65物質のことです。農畜水産物の生産時等に農薬等が使用された結果として食品に当該農薬等が残留したとしても、その残留の状態、程度などからみて、人の健康を損なうおそれのないことが明らかでないもの指定されており、これらの物質が食品中に残留したとしても、

ポジティブリスト制の基準の対象外となります。特別ミネラル栽培で使用している「ニーム」「微生物資材」「ミネラル」などはこの対象外物質に含まれ

やさかいクレジットカードは

◆手数料が無料◆

のにかかるのは先ず、お金の払いはまだご利用ください。お金の払いはまだご利用ください。

1~6月までの購入は6・7・8月に
7~11月までの購入は12・1月に
お支払いが可能です

詳しくは（株）井手商会まで

あると便利な

やさかいカード



ます。つまり、ニームや微生物資材などを利用し、農薬の使用量を減らすことでポジティブリスト制度の厳しい基準をクリアすることができるといことです。ただし、近隣からの農薬飛散（ドリフト）など、特別ミネラル栽培に取り組んでいても起こりうる事態に、より注意深く対応する必要があります。ポジティブリスト制度についてもっと詳しく知りたい方は、事務局0248・41・2621まで。